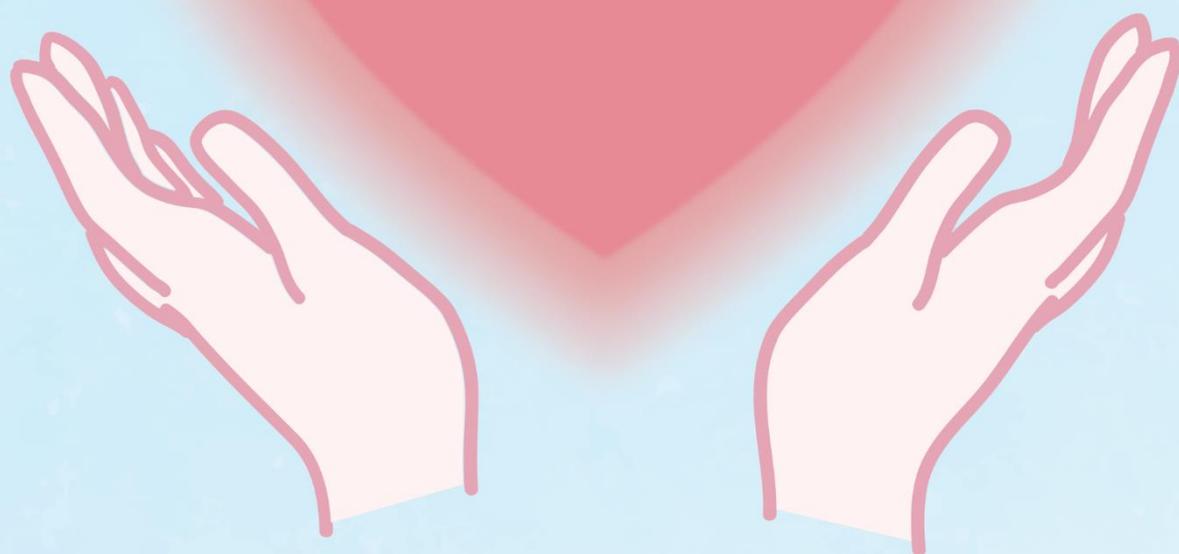


第六次須坂市男女共同参画計画

(2023年度～2027年度)



2023年(令和5年)3月



須坂市
SUZAKA CITY



はじめに

人生 80 年時代といわれた 1993 年、須坂市男女共同参画計画の前身である、「須坂市女性行動計画」（すざか女性プラン）を策定しました。

策定から 30 年が経過した現在、人生 100 年時代を迎え、ライフスタイルや家族の姿が大きく変化するとともに、様々な面で多様化が進んでおり、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

国においては、女性の経済的自立や男性の育児休業取得を推進するための法整備の実施、社会保障制度・税制等の検討など、時代の変化に対応した男女共同参画社会づくりのための基盤整備を行っています。

須坂市では、2021 年に第六次須坂市総合計画・前期基本計画を策定し、『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」を掲げ、共創による地域づくりを目指しています。

これらを踏まえ、このたび、2027 年度を目標年度とした「第六次須坂市男女共同参画計画」を策定しました。

この第六次計画では、性別により制約されることなく、男女が対等な立場で、あらゆる分野に参画し、責任を共に担う男女共同参画社会の実現を目指し、総合的かつ計画的に各種施策を進めてまいります。

今後ともさまざまな分野で男女がともに参画できる社会を実現するため、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心なご協議をいただきました須坂市男女共同参画推進委員の皆さまをはじめ、市民意識調査などで貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 5 年（2023 年）3 月

長野県須坂市長 三木 正夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
6 男女共同参画の推進における基本理念	5
第2章 計画の基本目標	6
1 基本目標	6
2 計画の体系	7
第3章 計画の内容	8
1 男女共同参画の意識づくり	8
2 女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】	12
3 安心して暮らせる地域づくり	23
第4章 計画の推進のために	29
1 計画の推進体制	29
2 市民との協働による推進	30
3 計画の進行管理	30
4 計画推進における達成目標	30
資料	31
1 用語説明	31
2 男女共同参画社会基本法	34
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	38
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	40
5 須崎市男女共同参画推進委員名簿	42

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画社会基本法^{*}」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{*}の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成 12 年(2000 年)にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降 5 年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

須坂市は、平成 22 年(2010 年)12 月に「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」を施行、平成 30 年(2018 年)に「第五次須坂市男女共同参画計画」を策定し、女と男がともに参画する社会づくりを推進するため、一人ひとりが互いに尊敬しあい、家庭や学校、職場、地域などでそれぞれの個性と能力を十分発揮できるよう、市・市民・事業者が協働して取り組むことを目指してきました。

さらに、地方創生や平成 27 年(2015 年)に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法^{*}」という。)に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取組により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。また、令和元年度(2019 年度)に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、「第六次須坂市男女共同参画計画」は、これまでの須坂市の計画を引き継ぎ、令和 2 年度(2020 年度)に公表された国の第 5 次男女共同参画基本計画及び令和 3 年(2021 年)の第 5 次長野県男女共同参画計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2 計画の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年(1975 年)の国際婦人年世界会議(メキシコ会議)における世界行動計画の採択をはじめ、様々な取組が展開されています。昭和 54 年(1979 年)には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、日本も昭和 60 年(1985 年)に批准しています。

また、平成 27 年(2015 年)には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ[※]」が採択され、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標(SDGs)



(2) 国の動き

昭和 50 年(1975 年)に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和 52 年(1977 年)に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、平成 12 年(2000 年)には「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されています。令和 2 年(2020 年)に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

(3) 長野県の動き

長野県では、平成 11 年(1999 年)6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 14 年(2002 年)12 月に「長野県男女共同参画社会づくり条例」を制定し、男女共同参画社会づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにしました。以来、概ね 5 年ごとに男女共同参画計画の改定を行い、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進してきました。

これまでの取組により、県の審議会等における女性委員の割合が、全国でも上位に位置するなど、女性の活躍は様々な分野で徐々に進んできていますが、一方でいまだに家庭や地域社会、職場等あらゆる場面で固定的性別役割分担意識*が根強く残り、ひとり親家庭等の経済的な課題、DV**や性暴力、ワーク・ライフ・バランス**の理想と現実の乖離、自殺の増加など、男女とも生きづらさが解消されていないのが現状です。

また、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、経済・社会のグローバル化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢は大きく変化しています。さらに、平成 27 年(2015 年)8 月には「女性活躍推進法」が成立し、女性の活躍に向けた取組が社会全体に広がりつつあります。

こうした状況やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかにくらせる長野県」の実現に向け、長野県男女共同参画計画(第 5 次)が令和 3 年(2021 年)に策定されています。

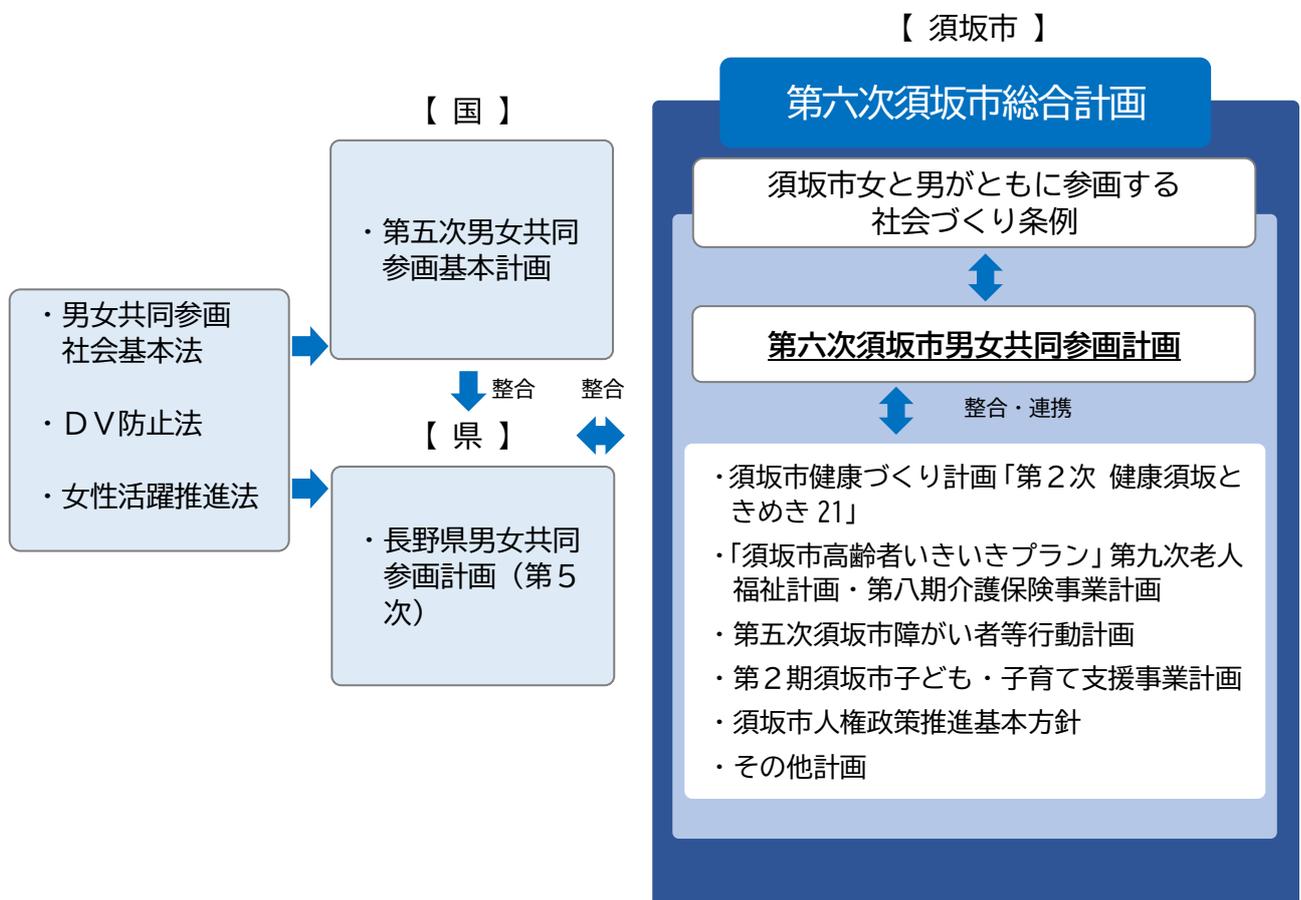
3 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の二つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この「第六次須坂市男女共同参画計画」の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づきます。

○本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づきます。



4 計画の期間

本計画は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画は、本市在住の18歳以上の市民2,000人を対象に実施した「須坂市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」の結果等を踏まえて策定しています。

6 男女共同参画の推進における基本理念

須坂市の男女共同参画推進について、須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例第3条において次の6つの基本理念を定めています。

- (1) 女と男が性別による差別的取扱いを受けないこと、女と男が個人として能力を発揮する機会が確保されること等女と男の人権が尊重されること。
- (2) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、女と男が互いの意思決定を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が性別により社会における自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (4) 女と男が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する女と男が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことと、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

1 基本目標

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

誰もが、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

基本目標 2 女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

女性が活躍することのできる男女共同参画社会の実現のため、男女がともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

重大な人権侵害である DV などの男女間のあらゆる暴力に対応するため、DV 等を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えるため、生涯に渡り男女の健康を支援していきます。

さらに、災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりや男女共同参画の視点に立った避難所運営等も進めていきます。

2 / 計画の体系

[基本理念]

性別により制約されることなく、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を共に担う男女共同参画社会の実現を目指します

[基本目標]

1 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画意識の向上と慣習の見直し
- (2) 学習の機会と情報提供の充実
- (3) 学校・保育園等における男女共同参画の意識を高める教育の推進

2 女性が活躍できる環境づくり
【女性活躍推進】

- (1) 審議会等委員の女性の参画促進
- (2) 女性の活躍推進
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 地域活動への男女共同参画の拡大
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (6) 企業・団体における女性の活躍の推進
- (7) 農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- (8) 須坂市役所内の取組み

3 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 互いに尊敬し支えあう人権尊重の意識づくり
- (2) 生涯を通じた健康づくり
- (3) 男女間のあらゆる暴力をなくす【DV防止】
- (4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- (5) 防災における男女共同参画の推進
- (6) メディアにおける人権の尊重

[具体的目標]

第3章

計画の内容

1 男女共同参画の意識づくり

(1) 男女共同参画意識の向上と慣習の見直し

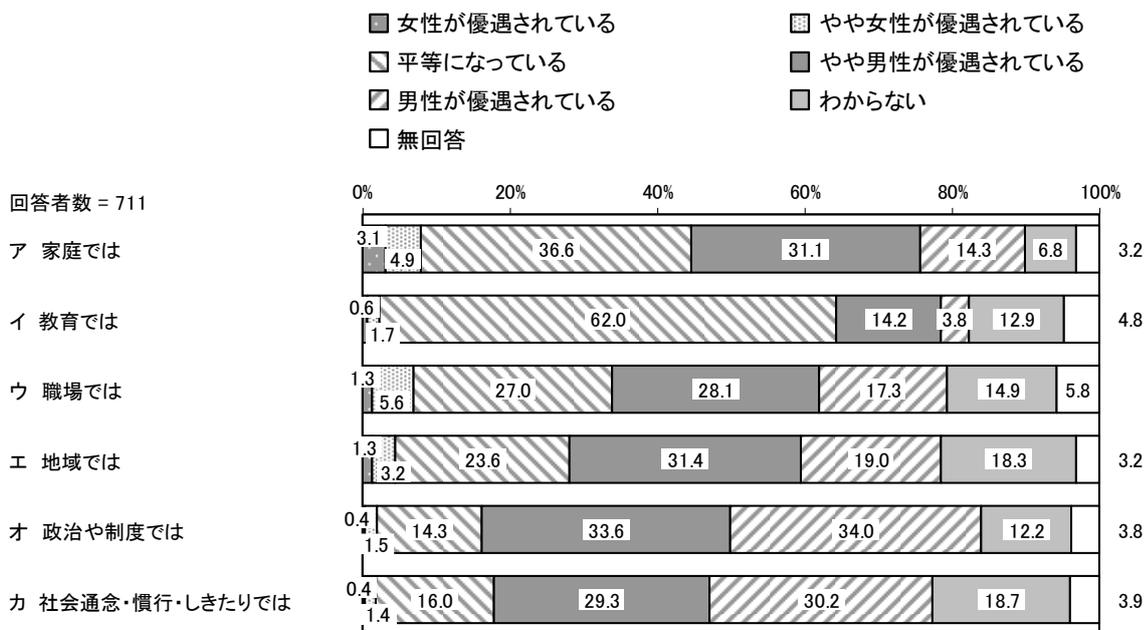


現状と課題

「男は仕事、女は家庭」等といった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。特に男性の意識改革は男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながる点としても重要となります。

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、『教育では』で「平等になっている」の割合が62.0%と最も高くなっています。一方、他の分野では「やや男性が優遇されている」と「男性が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が4割半ば以上と高く、特に『政治や制度では』で67.6%、『社会通念・慣行・しきたりでは』で59.5%と高くなっており、依然として男女の地位で不平等感が存在しています。

【図 男女の地位の平等感について】

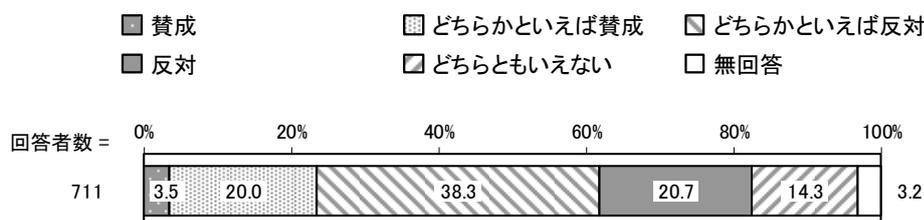


一方、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が23.5%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が59.0%と、平成29年度(2017年度)調査と比較すると、“賛成”の割合が5.2ポイント減少しており、固定的役割分担意識は解消傾向にあります。

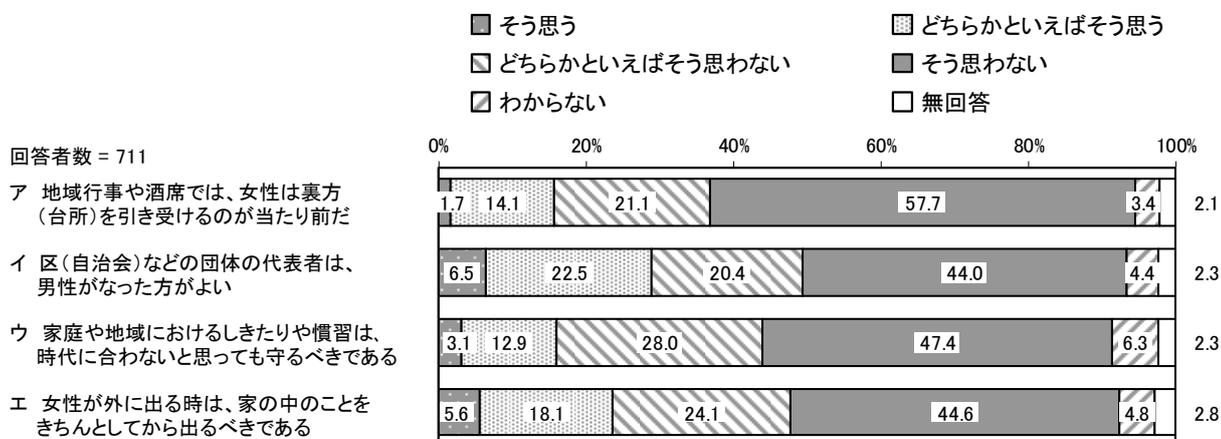
また、地域での慣行、しきたりについて、すべての項目で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が高く、平成29年度(2017年度)調査と比較すると、すべての項目で“そう思わない”の割合が増加しています。男女共同参画社会づくりを進めるための重要な取組みについて、「家庭や地域におけるしきたりや慣習を見直す」の割合が51.5%と最も高くなっています。

今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、地域や社会通念・しきたりなどについて引き続き地域全体で考え、必要に応じて見直すことが必要です。

【図 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について】



【図 地域での慣行、しきたりについて】



具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民意識調査や区・自治会に関する意識調査を実施・分析し、施策の現状と課題から男女共同参画計画を見直します。 各町で開催する男女共同参画地域学習会の実施を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女がともに地域活動に参画するまちづくりについて参加者と共に考えます。 男女共同参画いきいきフォーラムや輝く女（ひと）と男（ひと）セミナーを開催し、市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めます。 	人権同和・男女共同参画課

（２）学習の機会と情報提供の充実



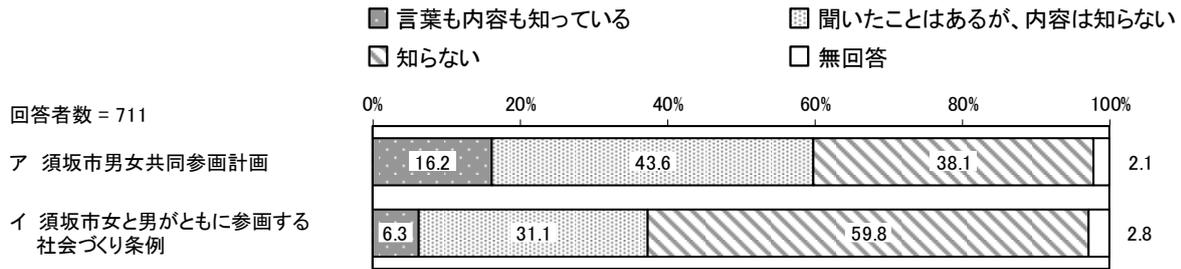
現状と課題

男女共同参画に関する様々な取組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）が残っているとされています。

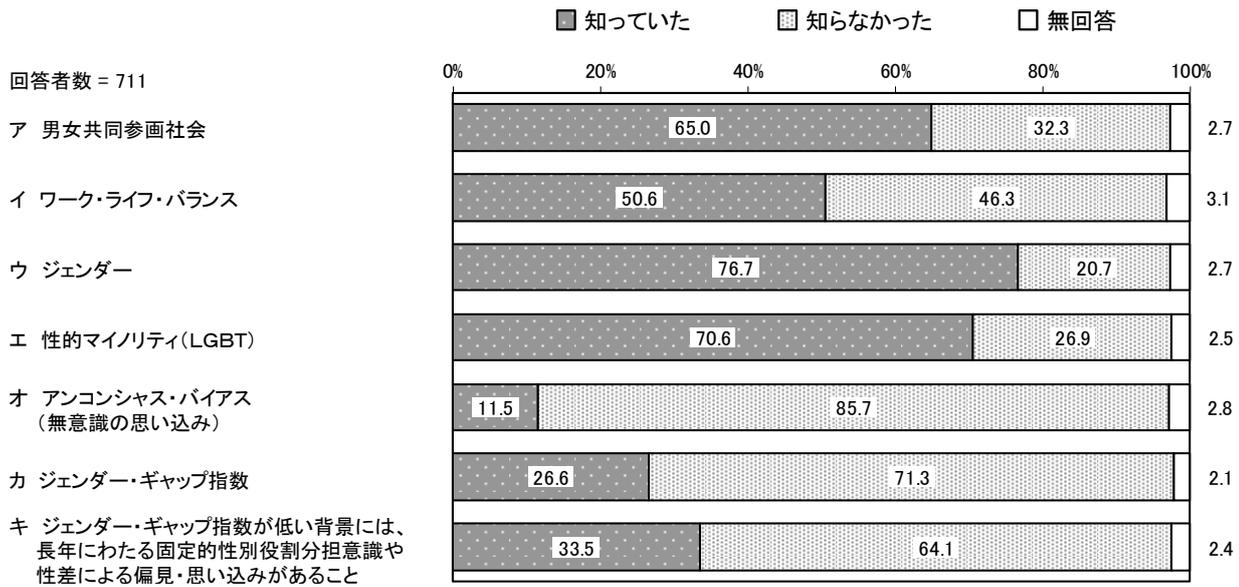
市民意識調査によると、男女共同参画に関する制度の認知度について、「知らない」の割合が『須坂市男女共同参画計画』で38.1%、『須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例』で59.8%と、平成29年度(2017年度)調査と比較すると、ともに「知らない」の割合が増加しています。また、男女共同参画に関する用語の認知度について、『ジェンダー』『性的マイノリティ※（LGBT※）』で「知っていた」の割合が高く、『アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）』で「知らなかった」の割合が高くなっています。

それぞれの性別やライフステージに応じて、市民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組みを行うことが必要です。

【図 男女共同参画に関する制度の認知度について】



【図 男女共同参画に関する用語の認知度について】



具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 各種講座において、男女共同参画の課題について学習し、一人ひとりが考える機会とします。 	生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> 各町や地域公民館、各種団体と連携して学習会や出前講座等を実施します。 啓発情報紙「いきいき通信」の発行をします。 市報・ホームページなどで講座の開催や意識啓発についての情報提供をします。 子育て中の男女が学習する機会を確保できるよう、各課と連携して、託児環境の整備を図ります。 	人権同和・男女共同参画課

(3) 学校・保育園等における男女共同参画の意識を高める教育の推進



現状と課題

次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

男女平等の価値観や意識は、幼少期からの生活や教育に影響され、その後の生育環境や他者との関わりなどから形づくられ固定化されることから、多様性を認め合い人権を尊重する意識の醸成や男女平等を培う教育の充実に取り組む必要があります。

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女分け隔てない学校生活と学校活動の推進をします。 ・市内4中学校にスクールカウンセラーを1名ずつ配置し、生徒や保護者の相談に対応します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等において、乳幼児期から自分らしさを大切に、友達を大切にされた保育を推進します。 	子ども課

2 女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

(1) 審議会等委員の女性の参画促進



現状と課題

政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れられ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

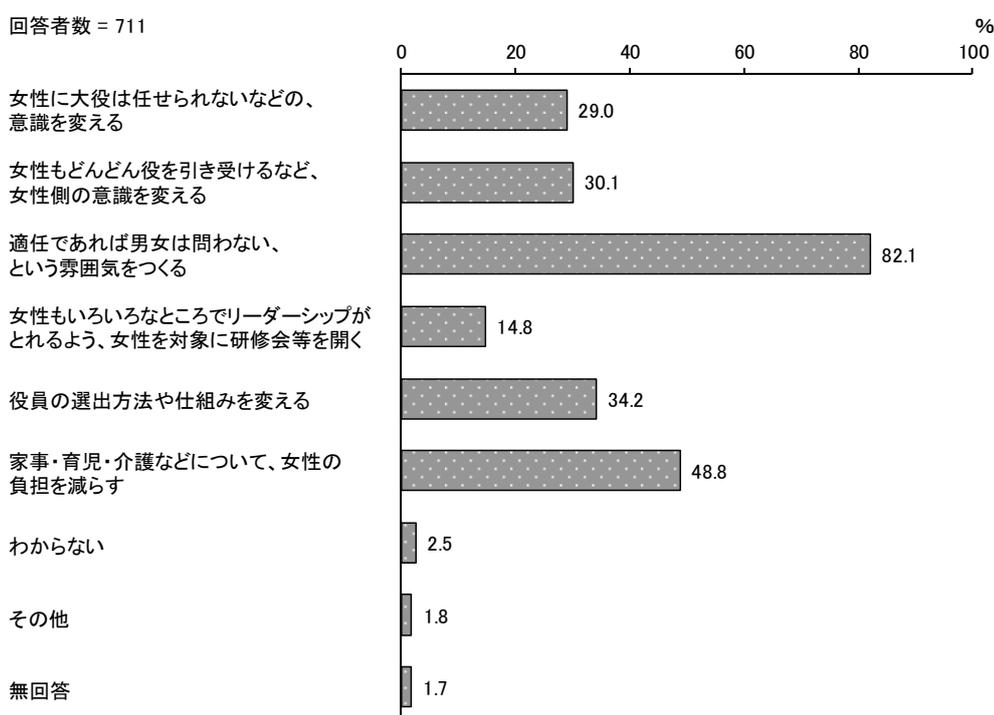
本市の審議会等委員に占める女性の割合は、令和3年(2021年)4月1日現在で35.9%と長野県内19市中2番目となっています。

また、本市の市議会における女性議員の割合は令和3年(2021年)4月1日現在で10.0%と長野県内19市中16番目となっています。

市民意識調査によると、女性が、区及びPTA等の役員や市の政策決定に関わる審議会への参画を進めていくために重要なことについて、「適任であれば男女は問わない、という雰囲気をつくる」の割合が82.1%と最も高く、次いで「家事・育児・介護などについて、女性の負担を減らす」の割合が48.8%、「役員の選出方法や仕組みを変える」の割合が34.2%となっています。

男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進することが必要です。

【図 女性が区及びPTA等の役員や市の政策決定に関わる審議会への参画を進めていくために重要なことについて】



具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 女性委員がない審議会等をなくすことをめざすと共に、女性参画を増やすよう各課と連携し、推進します。 各種団体や講座受講者等へ、委員として参画する意識の啓発を行います。 	人権同和・男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> 公募委員について、幅広く市民の参加を促すとともに、女性委員の参画を促進します。 	総務課

(2) 女性の活躍推進



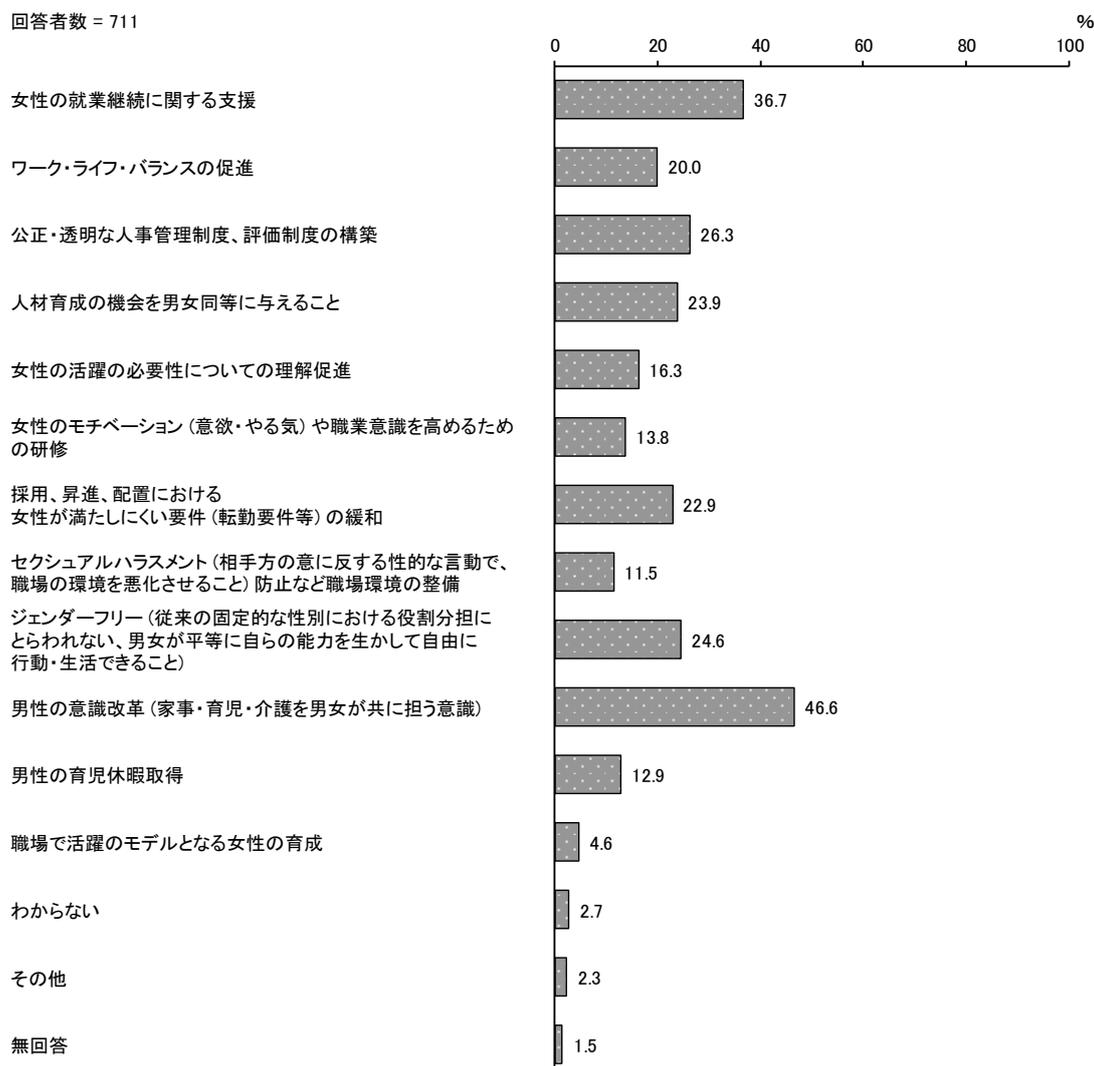
現状と課題

女性に対する就労支援とともに、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。社会経済情勢が著しく変化する中、その変化に柔軟かつ創造的に対応できる意欲ある起業家や商店等の自営業者は、地域社会の活力を生み出します。

市民意識調査によると、職業生活における女性の活躍を推進する上での必要な取組みについて、「男性の意識改革(家事・育児・介護を男女が共に担う意識)」の割合が46.6%と最も高く、次いで「女性の就業継続に関する支援」の割合が36.7%、「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」の割合が26.3%となっています。

女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。また就労に向けての情報や働き方について考える機会の提供を行うことが必要です。

【図】 職業生活における女性の活躍を推進する上での必要な取組みについて



具体的施策

取組み内容	担当課
・女性が積極的に社会参加するための講座を開催し、さまざまな分野へチャレンジする女性を支援します。	生涯学習推進課 人権同和・男女共同参画課
・須坂ファミリーフェスティバルの開催を支援し、地域において活躍する女性や団体・サークルなどの情報を収集し、各組織間で連携がとれるよう推進します。 また、ママが得意とする分野の発表の場を提供します。	人権同和・男女共同参画課
・就労希望者について就業支援センターにおいて就労相談を実施します。	産業連携開発課
・子育て就労総合支援センターを拠点に、子育て世代を中心とした子育て支援と就労支援を行います。	子ども課 産業連携開発課 人権同和・男女共同参画課
・創業を検討する女性を支援します。	産業連携開発課 商業観光課

(3) 子育て支援の充実



現状と課題

女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。

市民意識調査によると、男女共同参画社会づくりを進めるための重要な取組みについて、「仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する」の割合が50.8%となっています。

また、ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援等、それぞれの家庭の状況に対応した支援も必要です。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組みの充実を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組みが必要で

①子育て環境の整備

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに必要な支援について、子育てガイドブック・ホームページ・メールマガジン等で情報提供します。 ・市内保育園全園と認定こども園で0歳児保育を実施し、子育て家庭を支援します。 ・安心して仕事も子育てもできるよう、延長保育、休日保育、一時的保育、病児・病後児保育等の充実に取り組めます。 ・子育ての負担感や孤立化を取り除くために、子育て支援センター事業を充実します。 	子ども課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等での子育てセミナーにおいて、仕事と家庭の両立について、保護者の意識啓発を行います。 	子ども課 人権同和・男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティセミナー等、子育てに関するセミナーを開催します。 ・子育て世代包括支援センター妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな悩み等に円滑に対応し、安心・安全な出産・育児を支援します。 	健康づくり課 子ども課

②ひとり親家庭等への支援

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・長野県作成の「母子父子寡婦福祉のしおり」の配布等、支援に関する情報提供をします。 ・生活相談を実施し、自立支援をします。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の軽減措置や児童手当・児童扶養手当制度を周知し、支援に関する情報提供をします。 ・子育て短期支援事業の負担費用を軽減します。 	子ども課

(4) 地域活動への男女共同参画の拡大



現状と課題

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

本市の自治会長(区長)に占める女性の割合が、令和3年(2021年)4月1日現在で0.0%となっています。

また、本市の公立小・中学校のPTA会長に占める女性の割合は、令和3年(2021年)4月1日現在で13.3%と長野県内19市中7番目となっています。

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となります。性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
・区長会等で、区・自治会の役員への女性の参画について啓発を行います。	市民課 人権同和・男女共同参画課
・男女共同参画地域学習会やいきいきフォーラムをとおり、男女がともに地域活動に参画できるよう啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

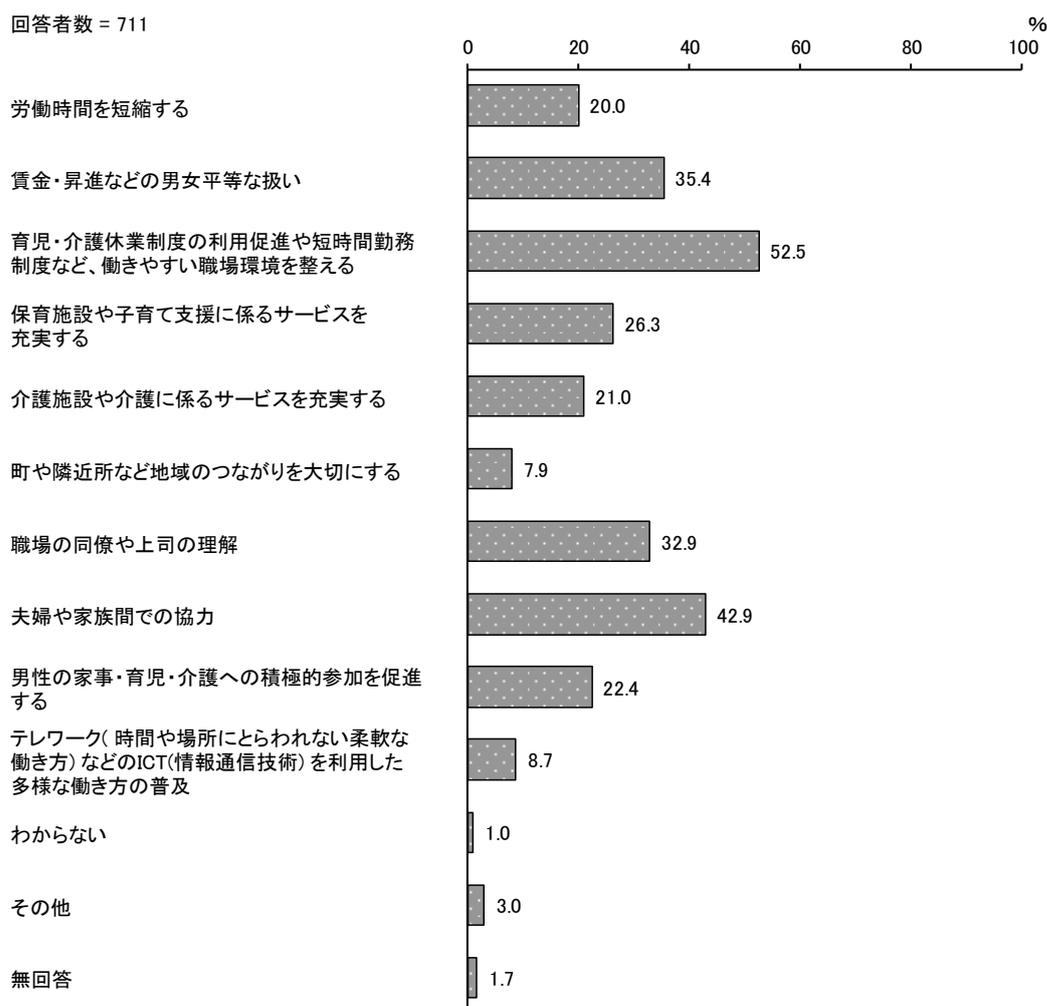


現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの取組みが進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社会的評価の向上等、様々なメリットが考えられます。

市民意識調査によると、男性と女性がともに仕事と家庭生活を両立させていけるような環境をつくるために必要なことについて、「育児・介護休業制度の利用促進や短時間勤務制度など、働きやすい職場環境を整える」の割合が52.5%と最も高く、次いで「夫婦や家族間での協力」の割合が42.9%、「賃金・昇進などの男女平等な扱い」の割合が35.4%となっています。

【図 男性と女性がともに仕事と家庭生活を両立させていけるような環境をつくるために必要なことについて】



性別等を理由に、組織内で本来の能力・資質・成果が正当に評価されず、管理職への登用や昇進等を阻まれる状態（グラスシーリング：見えないガラスの天井）の問題が指摘されており、女性活躍の障壁を取りのぞく取組みが必要です。

また、長時間労働は、疲労や心身の不調をもたらす健康面でも影響を及ぼすと言われており、メンタルヘルス面での不調の原因にもなることがあります。働く人の健康を支える上でも、長時間労働の解消など「働き方の見直し」を進めることが必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所へ、国や県等関係機関と連携し、法・制度等について、情報提供や啓発を行います。 ・市内事業所に研修等の情報提供をします。 	産業連携開発課
<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境づくりを推進するため、市内事業所や関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進研修会を開催します。 	産業連携開発課 人権同和教育課 人権同和・男女共同参画課

(6) 企業・団体における女性の活躍の推進

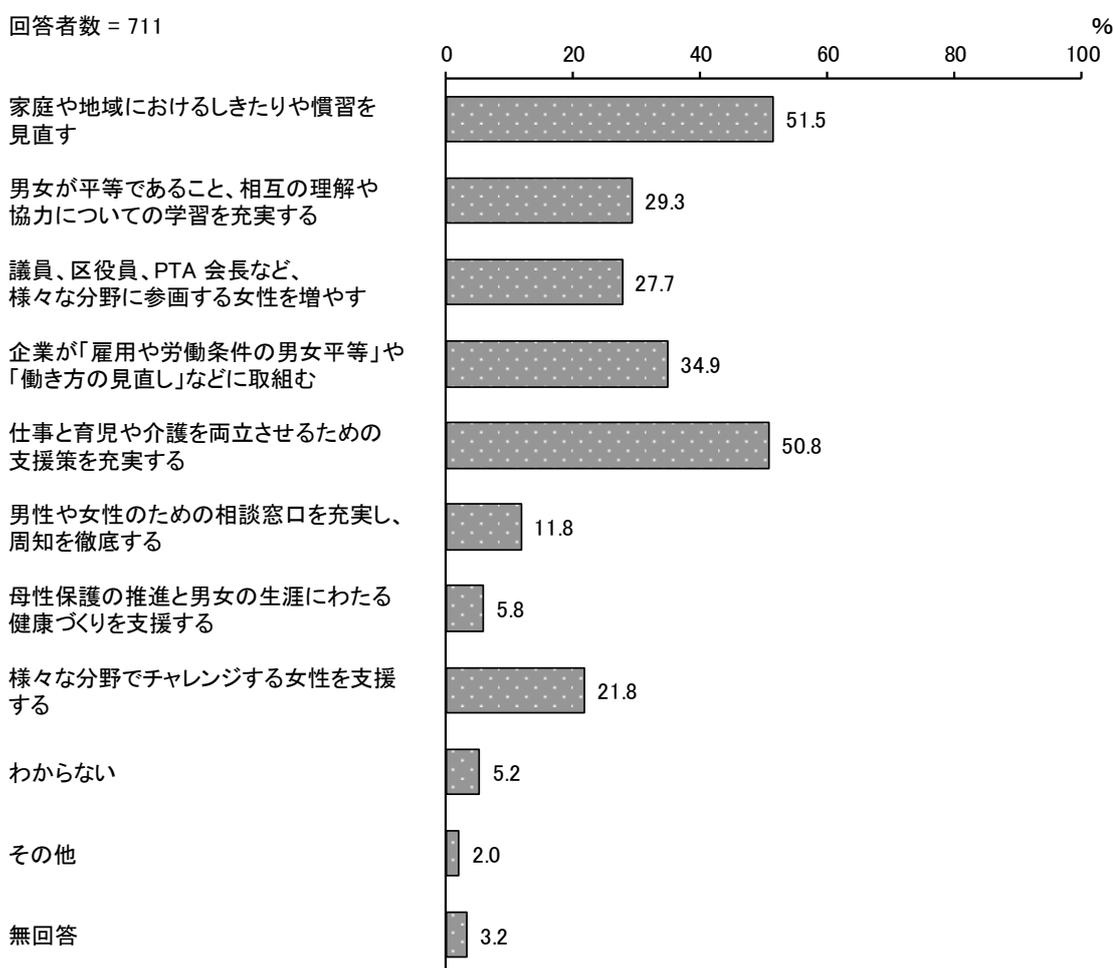


現状と課題

企業や団体において、男女ともに積極性をもって活躍することができる社会が求められています。

企業や団体はこれまでの慣行を見直し、意思決定過程などで女性の参画促進に努める意識づけや情報提供を行っていく必要があります。

【図 男女共同参画社会づくりを進める上での重要な取組について】



具体的施策

取組み内容	担当課
・企業・団体等への情報提供や啓発を行います。	産業連携開発課
・須坂市子育て就労支援協議会を設置し、子育て世代の育児及び就労を支援します。	子ども課 産業連携開発課 人権同和・男女共同参画課

(7) 農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進



現状と課題

自営の農林業、商工業に従事する女性は、経営や生産の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、女性が果たしている役割が十分認識・評価されていない状況もあります。

本市の農業委員に占める女性の割合は、令和3年(2021年)4月1日現在で21.4%と長野県内19市中2番目となっています。

家族経営も多く、経営や生産が生活と密接につながっていることから、「家族経営協定」の締結など、さらに継続して取組みを進めることが必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の女性農業委員の選出に努めます。 ・農業労働の一定のルールをつくる家族経営協定の締結を促進します。 	農林課 農業委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・農林業、商工業における自営業者等への意識啓発を行います。 	人権同和・男女共同参画課 産業連携開発課 商業観光課 農林課

(8) 須坂市役所内の取組み



現状と課題

平成 28 年（2016 年）3月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画^{*}を策定しました。

令和3年度(2021 年度)では、男性の育児休業取得率が44%（目標値：13%以上）、配偶者が出産する場合の特別休暇（2日間）及び育児参加のための特別休暇（5日間）を合計5日以上取得する男性職員の取得率が27.7%（目標値 100%）、平均超過勤務時間が132時間（目標値：120 時間以下）と、男性の育児休業取得率のみ目標を達成しています。

本市の市職員（管理職：課長相当職以上）に占める女性の割合は、令和3年(2021 年)4月1日現在で8.7%と長野県内19 市中13 番目となっています。

今後も、他の事業所の模範になるよう、職員の職業生活と家庭生活の両立ができるよう、働きやすい職場環境整備を図ることが必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業制度は国に準じて制度改正を行い、周知と取得しやすい職場環境づくりを推進します。 ・働き方の見直しに合わせ、時間外勤務縮減の方策を推進します。 ・「須坂市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児・介護の両立の推進を図ります。 ・適材適所を基本に、女性の人材育成や管理職への登用を推進します。 ・人権尊重の組織風土づくり、ハラスメント防止に関する学習会を開催します。 	総務課

3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 互いに尊敬し支えあう人権尊重の意識づくり



現状と課題

本市では社会情勢の変化に応じたさまざまな人権課題の解決に取り組むため、平成 26 年(2014 年)3 月に「須坂市人権政策推進基本方針」を策定し、人権が尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会の実現をめざしています。

グローバル化の更なる進展の中で、SDGs 等の持続可能な社会を構築する上でも、ダイバーシティ[※]や性的マイノリティについて市民が深く理解し、多文化共生のまちづくりを推進することが必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
・町別人権問題学習会・人権教育講座・部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会の開催を支援し、さまざまな人権課題についての学習を推進します。	人権同和教育課 生涯学習推進課
・町別人権問題学習会では、さまざまな人権問題を通して、多様性への理解を深める学習会の開催を推進します。	人権同和教育課 生涯学習推進課 人権同和・男女共同参画課

(2) 生涯を通じた健康づくり



現状と課題

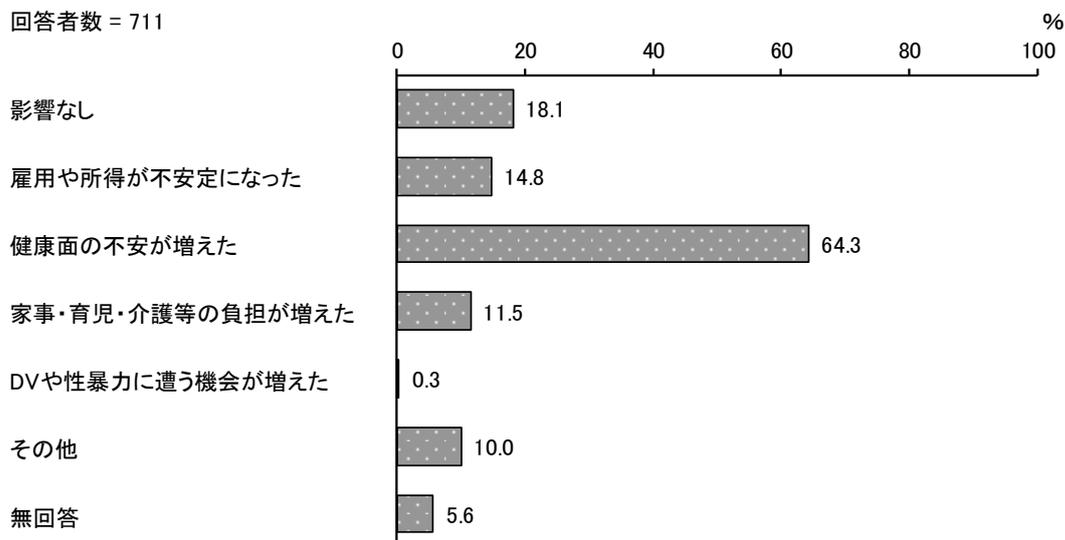
女性は妊娠・出産期、また、男女がともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。

市民意識調査によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らし方等への影響について、「健康面の不安が増えた」の割合が64.3%と最も高くなっています。

男女が互いの性差に応じた心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取組みを推進していくことが必要です。

人生 100 年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となっており、市民のヘルスリテラシー[※]の向上を図り、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう支援することが必要です。

【図 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らし方等への影響について】



具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 健康増進事業や各種健診体制を充実します。 女性の健康に関する相談を行います。 喫煙、飲酒防止に関する正しい知識の普及啓発を行います。 思春期を対象に健康づくりに必要な知識の普及を推進します。 	健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> 年代に応じた命や性に関する学習を充実させ正しい知識の普及を行います。また、必要時に相談できるよう相談先の周知を行います。 	学校教育課 健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の介護予防事業を推進します。 	高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む)

(3) 男女間のあらゆる暴力をなくす【DV防止】

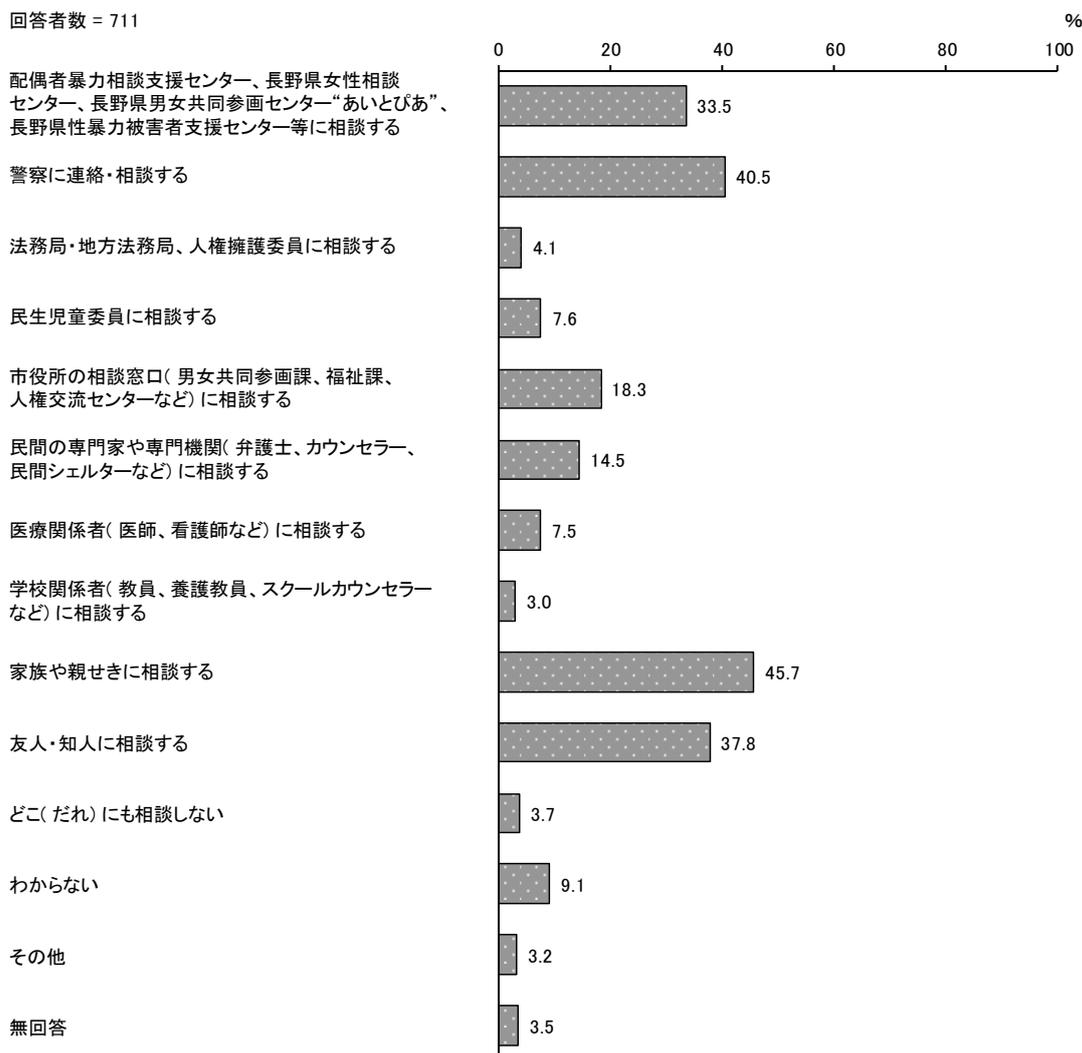


現状と課題

市民意識調査によると、「自分の言うことを聞かない、相手のすることが気に入らないなどと言って、蹴ったり、殴ったりすること」、「自分の許可を得なければ外出してはいけないなどと行動を制約したり、怒鳴ったり、ののしったりすること」、「相手が嫌がるのに性行為を強要したり、見たくないのにポルノビデオを見せたりすること」について、「配偶者や交際相手でも許されない」の割合が9割以上と高くなっています。

配偶者や恋人など身近な人から暴力を受けた場合の相談相手について、「家族や親せきに相談する」の割合が45.7%と最も高く、次いで「警察に連絡・相談する」の割合が40.5%、「友人・知人に相談する」の割合が37.8%となっています。一方、「どこ(だれ)にも相談しない」の割合が3.7%、「わからない」の割合が9.1%となっています。

【図】 配偶者や恋人など身近な人から暴力を受けた場合の相談相手について



DVは放っておくと被害が深刻になっていきますので、早期発見が大切です。被害を軽減するには、被害者自身のDVに対する認識を深めることが重要であり、教育や啓発の充実を図ることが必要です。

相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。さらに、被害からの心身の回復のための取組みの推進と的確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

①女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

具体的施策

取組み内容	担当課
・須崎市虐待被害者等支援対策連絡協議会において、情報の共有化を図り、被害防止、被害者の支援に努めます。	子ども課 福祉課 高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む) 人権同和・男女共同参画課
・民生児童委員に対する研修会を開催します。	福祉課
・DVの予防や地域の理解を深める学習を推進します。	人権同和・男女共同参画課
・人権交流講座の開催と啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課

②相談と支援体制の充実

具体的施策

取組み内容	担当課
・女性相談員を配置し、男女に関するさまざまな相談が受けやすい体制づくり・相談窓口の周知を図ります。	人権同和・男女共同参画課
・保健福祉事務所、女性相談センター、警察等と連携し、DV被害者の安全を第一に相談対応に努めます。	福祉課 人権同和・男女共同参画課
・保健福祉事務所、女性相談センター、まいさぼ須坂等と連携し、相談内容に応じた自立支援を行います。	福祉課
・相談活動事業を行います。	人権同和・男女共同参画課 高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む)

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり



現状と課題

急速に進む高齢化の中で、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の3分の2は女性となっています。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期を単に支えられる側に位置づけるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方や偏見を排除するとともに、高齢期の男女や障がいを持つ男女の社会参加の機会の拡大を図り、男女が生き生きと安心して暮らせる社会を目指していく必要があります。

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市報や出前講座等で介護保険制度を周知します。 ・男女共に介護に関心を持ち、介護方法や各種保健福祉サービス等について知識・技術習得ができる場をつくります。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を学び、適切な対応ができることを目的に、認知症高齢者や家族を見守り支援する認知症サポーターを養成していきます。 	高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む)

(5) 防災における男女共同参画の推進



現状と課題

大規模災害時では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されており、被災時の避難所における男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進することが求められています。

本市の防災会議に占める女性の割合が、令和3年(2021年)4月1日現在で17.1%と、長野県内19市中4番目となっています。

また、本市の消防団員に占める女性の割合は、令和2年(2020年)4月1日現在で3.7%と、長野県内19市中7番目となっています。

男女がともに自らの地域の防災を担う、備える活動への参画意欲の向上を図るため、誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動等を検討していく必要があります。平常時から男女共同参画の視点からも避難所をはじめとした非常時の体制を考え、大規模災害に備えるため、自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画拡大が求められています。

具体的施策

取組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等により、災害時の身を守る安全な行動、避難所での男女のニーズの違いに対する配慮等への理解を深め、知識の普及を図ります。 ・女性や要配慮者*の視点に配慮した避難所施設・運営体制を整備します。 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・学習会等により、防災活動への女性の参画や避難所での男女のニーズの違いに対する配慮等への理解を深めるよう啓発を行います。 	人権同和・男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性消防団員の活動状況について広報等を行い、消防団への入団促進を図ります。 ・女性消防士の拡充促進を図ります。 	消防本部

(6) メディアにおける人権の尊重



現状と課題

スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及は日々進化し、所有状況も低年齢化しており、必要な情報をいつでもどこでも入手することができるようになっていきます。

それら多くの情報に惑わされず、正しい判別・判断ができるようメディアリテラシー*の向上が重要となっています。

男女共同参画の視点からも、メディアリテラシーの向上が課題となることは、未だにドラマ、テレビコマーシャル、新聞、雑誌等の中で、「男性は仕事、女性は家事や育児」等といった固定的な性別役割分担を連想させる描写や性的商品化（その性的側面のみを強調し、性的対象物として扱う行為）が発信されることがあるためです。

メディアの中で描かれる男性像・女性像を鵜呑みにすることなく、主体的に判断できるよう、メディアリテラシーを身に付けることが大切です。子どもの頃からリテラシー能力を養えるよう、周りの大人の意識を高めることも必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
・メディアリテラシーに関する情報についての研修会等の開催により、普及を図ります。	人権同和・男女共同参画課
・情報モラル教育を推進し、正しい情報を選択活用する基礎的能力の育成と、情報処理端末の正しい活用の理解促進を図ります。	学校教育課

第4章

計画の推進のために

1 計画の推進体制

(1) 須坂市男女共同参画推進委員会

「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」に基づき、設置する委員会において、「第六次須坂市男女共同参画計画」の推進に関する事項を調査審議します。

(2) 須坂市男女共同参画推進庁内連絡会

「須坂市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱」に基づき、庁内の推進体制として関係課と連携し、総合的・効果的な計画の推進を図ります。

(3) 国・県・関係機関との連携

計画を推進するにあたって、国・県・関係機関との連携を図ります。

2 市民との協働による推進

須坂市男女共同参画推進市民会議や須坂市女性団体連絡協議会などの団体、市民グループ、事業者などと連携し、男女共同参画を推進するための取組みを、ともに考え、ともに実践します。

3 計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況や男女共同参画社会づくりの推進状況については、男女共同参画推進委員会及び男女共同参画推進庁内連絡会で審議し、その概要を公表します。

4 計画推進における達成目標

内 容	現状値	目標値	対応する取組み
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合	59.0% (2021 年度)	70% (2027 年度)	基本目標 1 (1)
社会全体が男女平等であると思う人の割合	29.9% (2021 年度)	50% (2027 年度)	
審議会委員等における女性委員の割合	36.3% (2022 年度)	45% (2027 年度)	基本目標 2 (1)
区・自治会の運営に関わる女性役員がいる自治会数	51 自治会 (2022 年度)	69 自治会 (2027 年度)	基本目標 2 (4)
区・自治会役員に占める女性の割合	18.4% (2022 年度)	30% (2027 年度)	
DV等に関する女性相談の件数	延 20 件 (2021 年度)	延 100 件 (2027 年度)	基本目標 3 (3)



資料

1 / 用語説明

【あ行】

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）

誰もが意図せず潜在的に持っている偏見のこと。

環境、教育、属性などから影響を受け、既成概念、固定観念となっていく。

L G B T

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人）の頭文字をとったもの。

【か行】

固定的性別役割分担意識

「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

ジェンダー

「社会的性別（社会的・文化的に形成された性別）」のこと。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015年9月25日の国連総会で採択された国際社会共通の目標・行動計画として採択された。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標と169のターゲット、232の指標が決められている。

女性活躍推進法

平成 27 年 9 月 4 日に施行された。男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。

性的マイノリティ（性的少数者）

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいう。「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

【た行】

ダイバーシティ

「多様性」「相違点」を意味する。年齢、性別、国籍、人種、宗教、学歴、性的指向・性自認、障がいの有無などが挙げられる。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に制定され、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

特定事業主行動計画

女性活躍推進法第 15 条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。なお、DVには身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

【は行】

ヘルスリテラシー

健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力。

【ま行】

メディアリテラシー

インターネット、テレビ、新聞、ラジオ等で発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力。

【や行】

要配慮者

高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次
前文
第一章 総則（第一条—第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本

理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努め

るものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規

定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(第一章、第二章抜粋)

平成27年9月4日法律第64号
最終改正 令和元年6月5日同第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよ

う努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(第一章抜粋)

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計

画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 須坂市男女共同参画推進委員名簿

組織	氏名	所属等	備考
団体	関谷俊生	須坂市区長会	
//	内田和彦	須坂市民生児童委員協議会	副会長
//	菊池よし子	須坂商工会議所女性会	
//	星 広 樹	須坂青年会議所	
//	荻原公和	連合長野高水地域協議会須高地区連合会	
//	竹前美枝子	須坂市連合婦人会	
//	湯本か代子	長野県農村生活マイスター協会高井支部	
//	嶋倉徳子	長野人権擁護委員協議会須高部会	
学識経験者	黒岩七女	共同参画をめざす会須高支部	会長
//	市川育雄	元須坂市区長会	

(任期：2021年6月1日～2023年5月31日)

第六次 須坂市男女共同参画計画

2023 年（令和 5 年）3 月発行

発 行：須坂市 人権同和・男女共同参画課

須坂市大字須坂 1528 番地の 1

電 話：026-245-0909

